

## 令和3年度墨田区議会定例会11月議会提出予定案件

### 〈予算〉

- 1 令和3年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和3年度墨田区一般会計補正予算
- 3 令和3年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 4 令和3年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 5 令和3年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算

### 〈条例〉

- 1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区保育所条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

### 〈契約〉

- 1 財産の交換について
- 2 土地等の売払いについて
- 3 (仮称)新保健施設等複合施設新築工事請負契約
- 4 旧たちばな高齢者在宅サービスセンター全階内装改修その他工事請負契約

### 〈その他〉

- 1 立花ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 2 みどりコミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 3 八広地域プラザの指定管理者の指定について
- 4 八広児童館の指定管理者の指定について
- 5 江東橋児童館の指定管理者の指定について
- 6 墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定管理者の指定について
- 7 特別区人事及び厚生事務組合理約の変更に係る協議について
- 8 損害賠償の額の決定について
- 9 特別区道路線の認定について

## 令和3年度墨田区議会定例会 11月議会提出予定案件概要

### 〈条例〉

#### 1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正（3.5.28公布、4.2.20施行）により、共同住宅について、区分所有者がそれぞれ長期優良住宅建築等計画の認定を受ける仕組みから管理組合が一括して当該計画の認定を受ける仕組みに変更されることに伴い、当該認定に係る手数料を新設するほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正（3.5.28公布、4.2.20施行）により、長期優良住宅建築等計画の認定手続の特例が定められることに伴い、当該認定に係る手数料の改正をする。

##### (2) 施行期日

令和4年2月20日

#### 2 墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正（3.3.30公布、3.4.1施行）により、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路並びに旅客特定車両停留施設に係る規定を加えるほか、当該省令の題名が改められることに伴い、所要の規定整備をする。

##### (2) 施行期日

公布の日

#### 3 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

ア 墨田区横川橋保育園の改修工事の実施に伴い、当該工事期間における同園の位置を次のように仮園舎を設置する位置とする。

〔現在の位置〕 墨田区太平一丁目27番13号

〔仮園舎の位置〕 墨田区亀沢二丁目24番6号

〔仮園舎設置期間〕 令和4年6月18日から墨田区規則で定める日まで

イ 墨田区保育所等整備計画に基づき、墨田区ひきふね保育園に公私連携制度を導入することに伴い、当該保育園を廃止する。

##### (2) 施行期日

アについては令和4年6月18日、イについては墨田区規則で定める日

#### 4 墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

墨田区立学校施設の使用状況等を踏まえ、受益者負担の適正化を図るほか、1時間単位での「時間貸し」から、時間区分で使用する「区分貸し」に変更す

ることに伴い、使用料の上限額及び使用時間の区分を次のように改正する。

区 分	使用料						
	午 前	午後 1	午後 2	午後 3	夜間 1	夜間 2	
	午前 9 時から 正午まで	正午から午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 6 時まで	午後 4 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで	
屋内運動場	990円	990円	990円	660円	1,560円	1,040円	
教室（1教 室につき）	240円	240円	240円	160円	510円	340円	
校庭	600円	600円	600円	400円	1,020円	680円	
集会 施設	大	3,060円	3,060円	3,060円	2,040円	3,480円	2,320円
	小	600円	600円	600円	400円	690円	460円
柔道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,680円	1,120円	
剣道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,680円	1,120円	

※ 別表に備考を設け、「午後 3」及び「夜間 2」については、土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、適用しないこととする。また、教育委員会が特に必要と認めた施設については、午後 9 時から午後 10 時まで施設を使用できることとし、使用時間に応じた使用料を設定する。

(2) 施行期日

令和 4 年 6 月 1 日

〈契約〉

1 財産の交換について

区民住宅供給事業の終了に伴い廃止するシティハイム押上の土地等を交換する。

(1) 交換に供する財産

ア 土地

所在 墨田区押上二丁目 10 番 13 外 4 筆（地番）

地目 宅地

地積 1,152.70㎡

イ 建物

所在 墨田区押上二丁目 10 番 17 号（住居表示）

構造 鉄筋コンクリート造 地上 5 階

面積 1,870.26㎡

ウ 価格 6 億 1,410 万円

(2) 交換により取得する財産

ア 土地

所在 墨田区東向島二丁目 128 番 1 外 7 筆（地番）

- 地目 宅地及び公衆用道路  
地積 3,955.44㎡  
イ 価格 4億3,500万円  
(3) 交換の相手方 東武鉄道株式会社  
(4) 交換差額の補足 相手方は、区に対し、1億7,910万円を支払うものとする。

## 2 土地等の売払いについて

区民住宅供給事業の終了に伴い廃止するシティハイム立花の土地等を売り払う。

- (1) 売払物件  
所在 墨田区立花四丁目41番 外4筆(地番)  
墨田区立花四丁目8番10号(住居表示)  
土地 地目 宅地  
地積 1,328.73㎡  
建物 構造 鉄筋コンクリート造 地上6階  
面積 2,103.15㎡  
(2) 売払予定価格 4億2,888万円  
(3) 契約の相手方 株式会社ホンダ地所

## 3 (仮称)新保健施設等複合施設新築工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区横川五丁目7番2号  
(2) 契約の方法 随意契約(設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)によるプロポーザルに基づく契約)  
(3) 契約金額 45億8,997万円  
(4) 契約の相手方 大成・坂田・東武谷内田・松田平田設計特定建設工事共同企業体  
(5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和6年6月28日まで  
(6) 支出科目等 令和3年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新保健施設等複合施設建設費 工事請負費  
令和4年度 債務負担行為  
令和5年度 債務負担行為  
令和6年度 債務負担行為

## 4 旧たちばな高齢者在宅サービスセンター全階内装改修その他工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区立花三丁目2番9号  
(2) 契約の方法 一般競争入札  
(3) 契約金額 1億8,315万円  
(予定価格1億9,294万円)  
(4) 契約の相手方 東武谷内田建設株式会社  
(5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和4年12月16日まで

- (6) 支出科目等 令和3年度 墨田区一般会計 民生費 心身障害者福祉費  
心身障害者施設費 工事請負費  
令和4年度 債務負担行為

〈その他〉

1 立花ゆうゆう館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、立花ゆうゆう館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 立花ゆうゆう館
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 奉優会
- (3) 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 みどりコミュニティセンターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、みどりコミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 みどりコミュニティセンター
- (2) 指定管理者 J & J 共同事業体
- (3) 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3 八広地域プラザの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、八広地域プラザの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 八広地域プラザ
- (2) 指定管理者 一般社団法人吾嬬の里
- (3) 指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 八広児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、八広児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 八広児童館
- (2) 指定管理者 株式会社小学館集英社プロダクション
- (3) 指定期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

5 江東橋児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、江東橋児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 江東橋児童館
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 雲柱社
- (3) 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

6 墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称

- ア 墨田区立緑図書館
- イ 墨田区立立花図書館
- ウ 墨田区立八広図書館

(2) 指定管理者 株式会社図書館流通センター

(3) 指 定 期 間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

7 特別区人事及び厚生事務組合理約の変更に係る協議について

(1) 改正理由及び内容

特別区人事・厚生事務組合が共同処理する事務に、生活保護法に定める救護施設の設置及び管理に関する事務を加えることに伴い、同組合の規約の変更に係る協議をする。

(2) 施行期日

令和4年4月1日

8 損害賠償の額の決定について

旧たちばな高齢者在宅サービスセンターの改修工事に伴い、空調機の借上げ契約を解除したことにより、当該契約の相手方に損害が生じたことについて、賠償の請求があったので、当該損害に係る賠償の額を決定する。

(1) 相 手 方 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

(2) 損害賠償額 580万8,495円

9 特別区道路線の認定について

(1) 位 置 墨田区墨田五丁目48番～墨田区墨田四丁目5番

(2) 延長等 延長 204.49m

幅員 9.00m

面積 1,854.48㎡

※ 東武伊勢崎線鐘ヶ淵駅付近の連続立体交差事業に伴うもの